

遠野市デジタル化促進事業費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症等により地域経済及び住民生活に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第36条第1項の規定に基づく遠野市の区域に係る新型コロナウイルス感染症対策の総合的な推進とあいまって、情報通信技術を活用した事業活動における生産性の向上を促進するため、中小企業者等が行うデジタル化促進事業に対し、予算の範囲内でその費用の一部を交付することについて、遠野市補助金交付規則（平成17年遠野市規則第65号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等 新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置をいう。
- (2) 中小企業者等 市内に事業所を有し、又は主たる活動場所を有する事業者で次に掲げるものをいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する事業協同組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条に規定する一般社団法人等
 - エ 遠野市みなし法人持続化補助金交付要綱（令和2年遠野市告示第227号）第3条に規定するみなし法人
- (3) デジタル化促進事業 情報通信の業務を一体的に行うよう構成された設備、機器及び装置並びにこれらに係るプログラムの集合体の設置、導入又は整備する事業をいう。

（補助事業者）

第3条 補助金の交付対象者は、中小企業者等とする。

2 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付対象者から除く。

- (1) 市税の申告をしていない者
- (2) 市税の滞納がある者
- (3) 公序良俗に反する者
- (4) 新型コロナウイルス感染症等に起因して労働者を解雇した者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する規制の対象となる者（新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項の規定による知事の要請に応じた者を除く。）
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日か

ら5年を経過しない者及びこれらのものと密接な関係を有する者

(7) 補助金の交付決定前までに破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立をした者

(補助金の交付対象経費等)

第4条 補助金の交付対象経費及び補助金の額は、別表第1に掲げるものとする。

2 交付対象経費が賃貸借契約、割賦販売契約その他の当該交付対象経費が分割払いによる支払方法による場合は、この告示の施行の日の属する月の翌月から、当該施行の日の属する年の12月までの期間に支払われた経費を補助金の交付対象経費とみなす。

3 前2条に関わらず、電話料金、通信料金その他のインターネット回線に接続するために支払う料金（新規加入料、回線接続工事費、その他インターネット回線に新たに接続するために支払う料金は除く。）は、交付対象経費から除く。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者が提出しなければならない規則で定める書類、添付書類、書類の提出期限等は、別表第2のとおりとする。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、補助事業者から補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請者に通知する。

2 市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じ補助金の一部若しくは全部の取消し又はその決定の内容若しくはこれに付した条件の変更について補助事業者から申請があったときは、その内容を審査し、遠野市デジタル化促進事業費補助金取消し（変更（中止、廃止）承認）通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知する。

(債権譲渡の禁止)

第7条 補助事業者は、規則第5条第1項の規定により交付決定した補助金の一部又は全部を市長の承諾を得ずに第三者に譲渡し、又は承継させることができない。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第8条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助対象経費の支払いの中止又は廃止

(2) 補助事業者の変更

(3) 前2号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の2割を超える増減を伴う変更

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び証拠書類を備え、他の経理と区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する会計年度の翌年度から5年間これを保管しなければならない。

(事業の実施状況の報告)

第10条 市長は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業の実施状況について随時報告を求め、及び検査することができる。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和2年11月17日から施行し、第4条の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第5項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされた日から適用する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和3年2月28日限り、その効力を失う。

別表第1（第4条関係）

補助金の交付対象経費	補助金の額
1 事業用のハードウェア（コンピュータ、プリンタ、スキャナ、レジスター、プロジェクタ、モニター、キャッシュレス決済用端末機、その他の情報通信設備、機器又は装置）の設置、導入又は整備に要する経費 2 事業用のソフトウェア（会計プログラム、製図等設計プログラム、コンピュータウイルス対策ソフトウェア、販売管理システム、ホームページ制作ソフトウェア、その他の事業用プログラムの集合体）の新たな開発、導入又は実施許諾に要する経費	定額（ただし、100千円（補助事業者が令和2年10月1日現在に雇用する常用雇用者数が50人を超える場合にあつては、100千円に当該補助事業者が雇用する当該常用雇用者数のうち50人を超える人数に千円を乗じた額を加算して得た額）に、補助事業者（補助事業者が雇用する従業者を含む。）がIT環境づくり推進セミナーを受講した場合にあつては、20千円を加算して得た額を上限とする。）

別表第2（第5条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期限
規則第4条に規定する書類	遠野市デジタル化促進事業費補助金交付申請書 1 遠野市デジタル化促進事業費補助金事業計画書 2 遠野市デジタル化促進事業費補助金計算書 3 市税納税状況等確認承諾書 4 補助対象経費に係る見積書その他の当該設備の取得に要する費用が確認できる書類 5 取得しようとするハードウェア又はソフトウェアの仕様書、カタログその他の当該補助事業の概要が確認できる書類 6 その他市長が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号 第4号	令和3年1月4日
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する書類	遠野市デジタル化促進事業費補助金補助金変更（中止、廃止）承認申請書 1 当該変更（中止又は廃止）の原因となった事実を証する書類 2 その他市長が必要と認める書類	第5号	変更（中止・廃止）の理由が生じた日から15日以内の日
規則第8条第1項に規定する書類	遠野市デジタル化促進事業費補助金交付申請取下げ届出書	第6号	交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内の日
規則第13条第1項に規定する書類	遠野市デジタル化促進事業費補助金請求書 1 遠野市デジタル化促進事業費補助金事業実績書 2 補助対象経費の支払いに係る領収書の写しその他の支払いを証する書類 3 補助金の交付の決定の通知の写し 4 その他事業実績を証する書類で市長が必要と認める書類	第8号 第2号	事業完了日から起算して30日を経過した日又は令和3年2月1日のいずれか早い日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者役職名及び氏名）

Ⓜ

遠野市デジタル化促進事業費補助金交付申請書

遠野市デジタル化促進事業費補助金の交付を受けたいので、遠野市補助金交付規則第 4 条及び遠野市デジタル化促進事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 補助金の交付対象経費

円 …様式第 2 号の C（1,000円未満の端数は切り捨て）

2 補助金の交付申請額

円 …様式第 3 号の I（C と H のいずれか少ない額）

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 補助金計算書（様式第 3 号）
- (3) 市税納税状況等確認承諾書（様式第 4 号）
- (4) 補助対象経費に係る見積書その他の当該設備の取得に要する費用が確認できる書類
- (5) 取得しようとするハードウェア又はソフトウェアの仕様書、カタログその他の当該補助事業の概要が確認できる書類
- (6) 補助金の加算要件を満たす場合は、それぞれ加算要件を満たすことを確認できる書類

様式第2号（第5条、別表2関係）

遠野市デジタル化促進事業費補助金事業計画（実績）書

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者役職名及び氏名）

㊞

1 補助金の交付対象経費

(1) 一括支払の場合

番号	メーカー名、取得内容	取得年月	単価	数量	取得額
1		令和 年 月	円		円
2		令和 年 月	円		円
3		令和 年 月	円		円
合計…A					円

(2) 月額支払や分割支払等の場合

番号	支払先、経費の内容	契約年月	支払期間		取得額
4		令和 年 月	月から 月まで		円
5		令和 年 月	月から 月まで		円
6		令和 年 月	月から 月まで		円
合計…B					円

(3) 補助金の交付対象経費（A+B）

円 …C（1,000円未満の端数は切り捨て）

※記載欄が不足する場合は、適宜行を増やして記載してください。

※取得額又は支払額は、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額を記載してください。

※取得しようとするハードウェア又はソフトウェアの仕様書、カタログその他の当該補助事業の概要が確認できる書類（見積書や仕様書、契約書、領収書や振込依頼書の写しなど）を添付してください。

遠野市デジタル化促進事業費補助金計算書

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者役職名及び氏名）

㊞

1 補助金の交付対象経費

円 …C（1,000円未満の端数は切り捨て）

2 補助金の交付額の計算

(1) 基本とする補助金の上限額

100,000円 …D

(2) 加算要件がある場合

要件	加算額の計算	加算額
① 常用雇用者数が 50人を超える 事業者に該当	12月1日現在の常用雇用者数 _____人 …(a) (a) - 50人 = _____人 …(b)	(b) × 1,000円 円…E
② IT環境づくり セミナーを受講	セミナーを受講している場合の加 算額 20,000円	円…F

加算額の合計…G	E + F	円…G
----------	-------	-----

※ ①の加算を受ける場合は、健康保険・厚生年金標準報酬決定通知書の写しなど常用雇用者数が確認できる書類を添付してください。

※ ②の加算を受ける場合は、職業訓練法人遠野商業訓練協会にセミナーの受講を申込し、受講後に同協会が発行する受講証明書を添付してください。

(3) 上限額の計算 ((1) + (2))

円 …H（D と G の合計額）

3 補助金の交付申請額

円 …I（C と H のいずれか少ない額）

様式第4号（第5条関係）

市税納税状況等確認承諾書

遠野市デジタル化促進事業費補助金の審査のため、納税等に関する情報が確認されることについて承諾します。

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者役職名及び氏名）

⑩

様式第5号（第5条、別表2関係）

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者役職名及び氏名）

㊞

遠野市デジタル化促進事業費補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業の実施について、次の理由により変更（中止、廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

理由

注 変更前と変更後を容易に比較対照できるよう変更箇所を二段書きとし、変更前を見え消しで下段に記載すること。

また、添付書類については、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

様式第6号（第5条、別表2関係）

年 月 日

遠野市長 様

届出者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者役職名及び氏名）

㊞

遠野市デジタル化促進事業費補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった標記事業の補助金の交付の申請は、次の理由により取り下げることにしたので届け出ます。

1 補助事業名

2 取下げ理由

様式第7号（第6条第2項関係）

第 号
年 月 日

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者役職名及び氏名）

様

遠野市長



遠野市デジタル化促進事業費補助金取消し（変更（中止、廃止）承認）通知書

次のとおり遠野市中小企業等事業継続家賃補助金の交付を取り消す（変更（中止、廃止）を承認する）こととしたので、遠野市デジタル化促進事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

1 理由

2 内容

遠野市長 様

補助事業者

住所（所在地）

商号（団体名・屋号）

氏名（代表者役職名及び氏名）

㊞

遠野市デジタル化促進事業費補助金事業請求書

遠野市デジタル化促進事業費補助金事業が完了したので、遠野市補助金交付規則第13条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり請求します。

- 1 交付決定年月日及び文書番号
令和 年 月 日付け遠野市指令 第 号
- 2 補助金交付決定額
円
- 3 請求額
金 円
- 4 振込先
 - (1) 金融機関名及び支店名
 - (2) 預金種別
 - (3) 口座番号
 - (4) 口座名義（フリガナ）
- 5 添付書類
 - (1) 事業実績書（様式第2号）
 - (2) 補助対象経費の支払いに係る領収書の写しその他の支払いを証する書類
 - (3) 補助金の交付の決定の通知の写し